

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可書

紋別市許可第 9 号

令和 4 年 3 月 2 日

北東開発工業株式会社 様

紋別市長 宮川 良



令和 4 年 2 月 2 4 日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、紋別市廃棄物処理及び清掃に関する条例第 1 7 条第 1 項の規定によりこれを許可します。

事業者所在地 名称	紋別市渚滑町 9 丁目 18 番地 北東開発工業株式会社 代表取締役 佐藤 伸也
取扱廃棄物の 種類	(1) 紋別市が指定する処理困難物 ①すき取り物 (土砂と草、草の根、笹及び笹の根の混合物) ②その他の一般廃棄物 (2) 紋別市が収集する一般廃棄物以外の一般廃棄物
廃棄物の 処分先	(1) 紋別市が指定する処理困難物 ①すき取り物 (土砂と草、草の根、笹及び笹の根の混合物) →北東開発工業株式会社 (自社処理施設) 紋別市小向 28 番 2 ②その他の一般廃棄物 →㈱リテック紋別廃棄物総合処理センター 元紋別 421 番 (2) 紋別市が収集する一般廃棄物以外の一般廃棄物 →市長が指定する廃棄物処理施設
許可条件	別紙のとおり
許可の 有効期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

遵守事項

- 1 許可書は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 2 許可申請事項に変更があったときは、変更の日から 1 0 日以内に届け出ること。
- 3 毎月 5 日までに前月中の一般廃棄物収集運搬状況を報告すること。
- 4 その他関係法令及び条例の規定を遵守すること。